

コモンズ第 0606 号  
平成 18 年 11 月 17 日

四国地方整備局  
徳島河川国道事務所長 佐々木 一英 殿

特定非営利活動法人 コモンズ  
代表理事 喜多 順三



### 「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営について（意見）

「吉野川流域住民の意見を聞く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（平成 18 年 6 月 30 日、国土交通省徳島河川国道事務所～コモンズ間で締結）の「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」に基づき、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営に係る意見を、下記のとおり提出します。

記

#### 1. 協定書の抜粋

##### 協定書「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」より

コモンズは、「住民の意見を聞く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聞く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

#### 2. 意見の内容

平成 18 年 7 月 8 日から平成 18 年 8 月 6 日の間に「吉野川流域住民の意見を聞く会」（以下、「住民の意見を聞く会」）が、吉野川の上流域・中流域・下流域の 6 会場で開催され、また、平成 18 年 9 月 30 日には、下流域・徳島会場において「住民の意見を聞く会」の追加開催が 1 回行われ、これまでに、6 会場で計 7 回の「住民の意見を聞く会」が開催されました。

以上の既開催の「住民の意見を聞く会」の状況より、下記の意見を提出します。

##### 1) 「進め方の枠組み」に関する国交省の説明責任について

- 既開催の「住民の意見を聞く会」では、国土交通省より、吉野川の河川整備計画策定の「今後の進め方」の大きな枠組みとして、①「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のありかたを除く）と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の 2 つに分けて検討すること、②「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のありかたを除く）については、「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」とすることが示されました。

- ・「住民の意見を聞く会」の進行にあたり、吉野川の河川整備計画策定の「今後の進め方」の大きな枠組みについて、国土交通省は「住民の意見を聞く会」の参加者に対する十分な説明が必要であると考えます。
- ・既開催の「住民の意見を聞く会」では、参加者より、吉野川の河川整備計画策定の「今後の進め方」の大きな枠組みについて、以下のような意見・質問が出されました。これらの意見・質問に対して、真摯かつ十分な説明が必要と思います。
  - ①吉野川の河川整備計画を直轄管理区間に限定する理由
  - ②吉野川の河川整備計画から、抜本的な第十堰のありかたを除く理由
  - ③「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のありかたを除く）について、他の方によらず「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の個別開催方式を採用した理由
- ・上記内容についての説明は、次に開催される「住民意見を聞く会」の開催時期・開催時間・開催場所の発表と同時に行うことが必要と考えます。

## 2) 「住民の意見を聞く会」のプロセスの明示

- ・今後、吉野川河川整備計画に意見が反映されるまでの、「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の関係性を含めた「住民の意見を聞く会」の開催プロセスを明示することが望ましいと考えます。
- ・開催プロセスとして、目標とする期限が明記されることが望ましいですが、これが難しい場合でも、たとえば、開催テーマ・対話すべき内容や手順を示すなどの方法が考えられます。
- ・開催プロセスの発表は、次の「住民意見を聞く会」の開催時期・開催時間・開催場所の発表と同時に行うことが必要と考えます。

## 3) 今後の「住民の意見を聞く会」で十分にコミュニケーションを図ることが必要と思われる項目

- ・わかりやすい整理による「住民の意見を聞く会」の意見情報の共有、「住民の意見を聞く会」での質問意見に対する国土交通省の真摯な回答が望されます。
- ・既開催の「住民の意見を聞く会」における参加者意見から、今後の「住民の意見を聞く会」において、以下の項目について、参加者および国土交通省の相互の十分なコミュニケーションを図ることが重要と考えています。
  - ①既発表の吉野川河川整備計画策定の「今後の進め方」の大きな枠組みについて
  - ②河川整備事業の実施順序（特に治水危険地域での対策の早期実施について）
  - ③流域全体の河川整備のあり方について（直轄管理区間外や支川を含む）
  - ④整備計画素案に記述が無い、あるいは少ない項目への対応について（例えば、具体的な環境目標の設定と環境改善の方法、景観や歴史を配慮した工法（多自然工法、伝統工法）の活用、河川整備における流域住民の参加など）
  - ⑤河川整備計画における意見反映の方法について
  - ⑥「住民の意見を聞く会」の運営のあり方について

#### **4) 今後の「住民の意見を聞く会」開催時の留意事項**

- ・ 今後の「住民の意見を聞く会」の開催について、下記について改善のための検討を求めるます。
  - ①多くの参加者が参加できるための十分な周知期間をとった「住民の意見を聞く会」の開催
  - ②「住民の意見を聞く会」において、参加者と国土交通省の意見交換ができる「住民の意見を聞く会」の場の設定
  - ③各回の参加者数・参加者の関心事等の事前参加者情報把握を目的とした、申し込み制などの方法の導入
  - ④会場毎に異なることが予測される「住民の意見を聞く会」の進捗状況への対応
  - ⑤「住民の意見を聞く会」の開催時間延長のルールの検討と周知

以上